

別表													
項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
1	平成24年度 諮問受理第105号	平成25年3月18日付け大福祉第4613号	平成24年6月15日	市民の声No. 1101-12628-001-01（保護課）・1101-12623-001-01（医療対策） 当院含み、根拠「不存在」決定等の実情より、専門的治療不要の再請求市民の声回答遅滞中。1ヶ月以上無い。	生活保護法第18条・50条反す。個人情報保護条例6～14条反す。医師法第19条・20条反す。 前院3ヶ月以上未受診「提供書」を診証当院は、神技！？	私は、専門医療必須患者。レセプトが論より証拠。長期年数に渡り、レセプト存続する。H16年12月～今日まで。当然、定期検診有る。○ ○・○は、国方式「検診」公表。	福祉局生活福祉部保護課	平成24年10月2日付け大福祉第2283号	平成23年12月1日に受付した市民の声「No. 1101-12628-001-01」に回答した情報	保有個人情報の訂正又は削除等	是正の措置は講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、市民の回答として実施機関が特定機能病院の役割を説明したものであるため	平成24年10月4日	○○患者・○○患者認定する大阪市。※自動発券実施 平成16年12月1日転入～今日、現時点、又、今後も○○ガイドライン10年治療実施（以降も検診）・○○は治療永年。
2	平成24年度 諮問受理第106号	平成25年3月18日付け大福祉第4615号	平成24年4月27日	抑うつ状態は、規定欠く。他法他施策の件第12章、福祉のあらましP. 22 こころの健康センター公式見解（市民の声回答）	大健福第6151・6515・6152・1916・1918・他諮問事案、6054・6018・6027号等々	虚像作り。条例第6・13条違反。大生支第469号適正管理欠く。未受診知らないのは違法。	福祉局生活福祉部保護課	平成24年10月2日付け大福祉第2282号	平成22年12月14日付け大健福第4419号「実施機関理由説明書」に記載の情報	保有個人情報の訂正又は削除等	是正の措置は講じない。 （理由） 是正申し出のあった情報は、実施機関としての見解を説明しているものであるため	平成24年10月4日	大情審答申第272号「独自」（当区）認定。 別表1の通知は、除外。別表2の通知内大健福第1916・1918号（国→市、局→24区指導）は、「本人からの事情聴取」「レセプト一斉点検」「統括的様式」を規定。様式は、国1点・局作成2点有、当区は、2点共「不存在」。（交付欠く）市民の声No. 1001-12384-001-01他は本件整合欠く。
3	平成25年度 諮問受理第101号	平成25年12月5日付け大生保生第1052号	平成25年9月10日	大生保生第33・640号分、書面「指導しました」 ◎大生保生第429・758号「条例第6条3項」→1262・1286号「不」決定有（下記とうり、仮説を断定に変造）は、事実上、「指導」無い。参照＝大健こ第145号・1319-20010-001-01 ◎大個審答申第57号の大生生第568・569号「指導しました」変造した	「指導事実は、無い」※市民の声No. 1001-12322-001-01・1001-12383-001-03（仮説の連携を記述） 市民の声No. 1001-10168-01「指導していません」記述。	大生総第106号「調査資料」当該の通知書A記述は、「自立支援医療の手続きは、不要と説明しました。」（指導無い主張） ◎通院中なら、医師判断より、治療基準から、申請行う規定	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年10月15日付け大生保生第847号	大生保生第33・604号、大生保生第429・758号、大個審答申第57号、大生保生第568・569号書面	是正の申出に係る保有個人情報（書面中）の「指導しました」の箇所を「指導はない（なかった）」とは是正するように求める。	実施機関は、○○診療所から回答された「診療状況に係る回答書」に「自立支援医療の適用は可である。」とあったので、生活保護法の他法他施策活用の原則に基づき、平成20年3月31日及び4月1日に、自立支援医療の適用指導を行っており、ケース記録にも記録されているので、是正処理は講じない。	平成25年10月21日	大生総第106号「通知書A」調査資料大生総第52号「レセプト無い」主張有。（聞き取り記録） 「通知書A」は、「自立支援医療の手続き不要」供述記載。 「不要」（前記）は、「指導しました」逆説（必要）→「不要」とか「必要」とか真逆主張。 大生支第469号は、「ケース記録票」決定有り、「指導は見合わせる」記載有。（生保生第73号・大生保生第218号同ケース記録票） 「指導」に該当する「レセプト」欠如。平成25年10月15日「補正依頼」するぐらいに「指導」根拠の「レセプト」特定不可の区事態。法第50条主張は、「レセプト」欠いては不可能。「レセプト」基づく指導（法令通知上）
4	平成25年度 諮問受理第109号	平成26年2月4日付け大福祉第3909号	平成25年2月5日	大健福第4090号（6054・1098・2207号）レセプト不存在継続（3ヶ月以上） ※大健福第1918号の整合性欠く「本人の事情聴取」規定 ※大福祉第3375号「法令」「緊急性」「本人収集大福祉第3056・5580号困難」等々、全く論外（申出者）	「神経症」は、他法との関係無い。第12章非該当大生保生第902号・251号※該当法上は、除外に有る。大健こ第258号・大福祉第3570～3572号「不存在」	大健福第4419号とうり、レセプト不存在（末診）末診なら発行せず（当区供述）	福祉局生活福祉部保護課	平成25年5月14日付け大福祉第419号	平成23年11月18日付け大健福第4090号「開示決定の取り消し及び新たな開示決定通知書」に記載の情報	保有個人情報の訂正又は削除等	是正の措置は講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、実施機関としての見解を説明しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成25年6月4日	個人情報（申出者）不存在の為、事由不明。 ※社援保発第0324号被る生野区役所。大健福第704号・6054・1098・2207・3375・3571・4514・4516・4517・4818・3572・4819・4820号等Vol. 1～11社援第3239号添付。 市民の声No. 1020-20030-001-01・0901-12154-001-01・1101-11589-001-01・1220-20116-001-01・1101-10570-001-01等レセプト無い主張（通院無い）
5	平成25年度 諮問受理第110号	平成26年2月4日付け大福祉第3911号	平成25年2月5日	大健福第6054（1098・2207・3375）号。※〃4090号は、6054号を分解する。 ケース記録票には、明記されない当局見解！？ 市民の個人情報を不正に取り扱う。私見で有る。	「神経症」は、法律上、非該当の末診。大健こ第258号、大生保生第902号・大福祉第3570・3571・3572号	大健福第4419号「末診は、発行せず」（当区供述） 市民の声No. 1101-10570-001-01（当局は、発行不要回答） 全体的をレセプト（4090号）は、失当。※レセプト不存在	福祉局生活福祉部保護課	平成25年5月14日付け大福祉第418号	平成23年3月11日付け大健福第6054号「部分公開決定通知書」及び平成23年11月18日付け大健福第4090号「開示決定の取消し及び新たな開示決定通知書」に記載の情報	保有個人情報の訂正又は削除等	是正の措置は講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、実施機関としての見解を説明しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成25年6月4日	大健福第704号・大個審第57号・大生総第54号（通知書A）※社援保発第0324号反す。大福祉第3056号と異なる。大個審答申第57号有。 事実上、通院無い為、レセプト不存在。 H20年3/26発行時点の保有レセプトH19年9月分。 Vol. 1～Vol. 11添付・社援第3239号添付。
6	平成25年度 諮問受理第114号	平成26年2月17日付け大総務監第128号	平成24年12月3日	大総務監第54・55・56号の表示している元々の通知書A・B・C内、「他法他施策の活用」の件（国の指導と異なる・条例相違）	「神経症」は、制度上除外されている。（第12章） 「生活保護手帳」内、第3医療扶助実施方式、他	大健福第1918号「本人の事情聴取」「レセプト一斉点検」「統括的様式で行う」3点を当区実施欠く。（○○治療「副作用」否定出来ず）	総務局監察部監察課	平成25年6月7日付け大総務監第29号	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち通知書A・B・Cの「他法他施策の活用」に関する部分	「神経症」は、制度上除外されている。（第12章） 「生活保護手帳」内、第3医療扶助実施方式、他大健福第1918号「本人の事情聴取」「レセプト一斉点検」「統括的様式で行う」3点を当区実施欠く。 （○○治療「副作用」否定出来ず）	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の申出のあった情報は、職員等の公正な職務の遂行の確保に関する条例第6条及び第7条の規定に基づく調査等により、大阪市公正職務審査委員会が本市の機関から収集したものであり、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号の法令等に定めがある場合に該当するなど、同保護条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反していないため。	平成25年7月16日	職員が、「個人情報」（市民）をコントロールしている為、本来の市民個人情報「不」決定多々より、本件「是正」速やかに行うべく、憲法第99条示す。憲法上、11・13・19・21条引き継ぐ「情報公開制度」が、逸脱している。情報収集欠いている。大個審答申第57号取得（○○係長・係員）する上での大総務監第29条理由は、欠く。大生保生第251・574・579・624・902号

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
7	平成25年度 諮問受理第115号	平成26年2月17日付け大総務監第129号	平成24年12月3日	大総務監第54号表示する通知書A内、「遠視メガネ不支給の件」(を利的利益とする自体が不適切。却下理由は、規程上無い。本来の規定「第1医療扶助運営方針」他)	大阪府社会援護課「裁決書」は、規定判断欠いている表記されている。当区、却下理由は論外。	当区、規定反した、却下理由で有り、制度(給付要否意見書判断)逸脱。店内テーブル上置き忘れ告知克遠視メガネ仕様の着用。	総務局監察部監察課	平成25年6月7日付け大総務監第30号	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち通知書Aの「遠視メガネ不支給」に関する部分	大阪府社会援護課「裁決書」は、規定判断欠いている表記されている。当区、却下理由は論外。当区、規定反した、却下理由で有り、制度逸脱。店内テーブル上置き忘れ告知克遠視メガネ仕様の着用。	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の申出のあった情報は、職員等の公正な職務の遂行の確保に関する条例第6条及び第7条の規定に基づく調査等により、大阪市公正職務審査委員会が本市の機関から収集したものであり、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号の法令等に定めがある場合に該当するなど、同保護条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反していないため。	平成25年7月16日	職員の主張(主観的)は、条例上認められず。 客観的判断する大阪府裁決書(審査庁)は、法令上定めているもの。法令否定ながら、法令主張する本件は、情報公開制度逸脱する。同制度は、憲法第99条踏まえ、11・13・19・21条解釈要す。(14・25条合わせて、指摘する)「裁決書」収集せよ。当局すら、取り下げ指導再三実施する区却下理由不正現す。
8	平成25年度 諮問受理第116号	平成26年2月17日付け大総務監第130号	平成24年12月3日	大総務監第57号表示する通知書Dの件(は、事実と相違)当区、市民の声回答「未開示」明記。市民の声No.1101-11368-001-01 ※当日の決定「レセプト」自体は、そもそも無い。	事実は、平成23年6／8ケース記録票・生保生第80・81号の開示。(ケース記録票自体は、1410円中、50円程度)	1410円の領収証有。(弁明書等、ケース記録票以外の大部分有)生保生第80号のレセプト「不存在」を開示したのは、医療要否意見書で有る。市民の声回答上のレセ無く。	総務局監察部監察課	平成25年6月7日付け大総務監第31号	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち通知書Dの「レセプトの開示」に関する部分	事実は、平成23年6／8ケース記録票・生保生第80・81号の開示。(ケース記録票自体は、1410円中、50円程度)1410円の領収証有。(弁明書等、ケース記録票以外の大部分有)生保生第80号のレセプト「不存在」を開示したのは、医療要否意見書で有る。市民の声回答上のレセ無く。	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の申出のあった情報は、職員等の公正な職務の遂行の確保に関する条例第6条及び第7条の規定に基づく調査等により、大阪市公正職務審査委員会が本市の機関から収集したものであり、大阪市個人情報保護条例第6条第3項第1号の法令等に定めがある場合に該当するなど、同保護条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反していないため。	平成25年7月16日	職員の主張(主観的)は、条例上認められず。 客観的判断が、規定されている。寄って、D当日の区実施欠くのは、〇〇代理が、市民の声回答上有るのは、極めて、客観的判断される主張。監察部は、福祉局保護課と争う事となる。尚、保護課見解を当区否定する主張擁護全般から、事実上「共謀」行為に当たる。(地公法第29条「道義的責任」被る)
9	平成26年度 諮問受理第28号	平成26年6月17日付け大生保生第304号	平成26年3月28日	大生支第469号・大生保生第73号・大生保生第218号「ケース記録票」(H20. 3／31・4／1)	「通院が無い為、見合わせる」記述区は、「該当者」主張記述して、3／22「記者会見」も該当者公表。	大生保生第33・640号「自立支援医療の適用指導しました」とうり、明確に記載要す。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成26年4月10日付け大生保生第29号	大生支第469号 大生保生第73号 大生保生第218号「ケース記録票」(H20. 3／31・4／1)	「通院が無い為、見合わせる」記述 大生保生第33・640号「自立支援医療の適用指導しました」とうり、明確に記載要す。	平成20年3月31日及び4月1日のケース記録票には、自立支援医療の適用指導を行ったが、その場で申出者が「少なくとも今年に入ってから受診していない」との申立てがあったため、「最近受診していないこともふまえ、自立支援医療申請については見合わせる」とした記載が記載されている。したがって当該ケース記録は事実上反しないため、是正処理は講じない。	平成26年5月7日	医療を無資格者CWの違反行為を示す。無資格者診断6・7指導「発行」違法。(文献)社保第117号(大生総第168号)「嘱託医師」見解規定 大生保生第1313号「公」通知上の2(1)イ・(2)大健福第1916号「公」(局指導) 大生支第470号「不非開示」(大個審答申第57号)・大福祉第3449号「公」(答申第345号) 大生支第113号「不非公開」(大情審答申第272号)社保第194号提示有 大健福第3709号「公」(大情審答申第332号)社保第117号・社保第194号 #第6151号「決定書」(社援第2700号※社発第72号) 大健福第1918号「公」精神通院医療確認調書の該当レセプト「個人」作成指導(国) 「生活保護法医療扶助業務担当非常勤職員(嘱託医師)」6(2) 「改訂増補生活保護法の解釈と運用」大政第188・e-358号「答申調査資料」
10	平成26年度 諮問受理第93号	平成26年4月8日付け大生保第22号	平成24年6月15日	市民の声No.1101-12628-001-01(保護課)・1101-12623-001-01(医療対策)当院含み、根拠「不存在」決定等の実情より、専門的医療不要の再請求市民の声回答遅滞中。1ヶ月以上無い。	生活保護法第18条・50条反す。個人情報保護条例6～14条反す。医師法第19条・20条反す。前院3ヶ月以上未受診「提供書」を診証当院は、神技!?	私は、専門医療必須患者。レセプトが論より証拠。長期年数に渡り、レセプト存続する。H16年12月～今日まで。当然、定期検診有る。〇〇・〇〇は、国方式「検診」公表。	健康局保健所保健医療対策課	平成25年3月29日付け大生保第2061号	平成23年12月1日に受付した市民の声1101-12623-001-01に回答した情報	保有個人情報の訂正又は削除等	是正の措置は講じない (理由) 是正の申し出にかかる保有個人情報の取扱は、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条までのいずれにも違反しないと思料されるため	平成25年4月22日	検証資料不明。 条文(法令)は、あくまでも引用次元。医療法解釈する法令資料提示欠く。 別添「事務連絡」平成20年1月17日告示3号「保発第0117001号」(平成20年1月17日)「健第3828号」不存在決定 医療対策は、検診不要＝専門的医療不要の是認
11	平成26年度 諮問受理第172号	平成27年2月27日付け大人事第28号	平成25年7月2日	大人事第80号個人情報保護条例第7条実施当区、又、大福祉第947号・大健福第5580号(答申済)有未通院は、他法他施策の活用不可＝通院中可は、常識共有(周知)	大情審答申第57号は大情審答申第272号とも同案上、右上記答申別表1(市民の声回答)は、大生総第84号との相違から、〇〇・〇〇係長の主張矛盾する。	「場当たり」主張は、「理由説明書」現る。「通知書」現る。一貫性欠く主張の信用性全く有り得ず。分限道義的責任欠く(地公法第29条→同法第28条は、「場当たり」禁止規定上や、一般非常識でも有る。	人事室総務課	平成26年3月31日付け大人事第30号	平成25年3月29日付け大人事第80号部分開示決定通知書及び当該決定通知書により部分開示を行った「人事室人事課(人事グループ)」に対する聞き取り記録」に含まれる申出者の個人情報	個人情報保護条例第7条不実施当区、又、大福祉第947号・(答申済)大健福第5080号有、未通院は、他法他施策の活用不可＝通院中可は、常識共有(周知) 大情審答申第57号は大情審答申第272号とも同案上、右上記答申別表1(市民の声回答)は、大生総第84号との相違から、〇〇・〇〇係長の主張矛盾する。 「場当たり」主張は、「理由説明書」現る。「通知書」現る。一貫性欠く主張の信用性全く有り得ず。分限道義的責任欠く(地公法第29条→同法第28条は、「場当たり」禁止規定上や、一般非常識でも有る。	是正の措置は講じない。 (理由) 本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を収集したものではないことから、条例第7条の規定に違反していないため。	平成26年4月11日	平成26年3月12日「意見書」「添明資料100枚1・ア～39・ラ」(総務局監察部・情報公開G、市民局啓発センター、保護課、生野区生活支援) 他法申出者の件※大福祉第3571号「不」非公開、3285号「不」非開示 各答申件「不」非公開、「不」非開示、等は、「職員」不信深い証拠。「職員」は、知識無く主観的「偏見」6・7貼る生野区件(申出者)を「神経症」が、精神疾患断定するもの欠く限り、「人権問題」断言。 「社発第727号」第7-2「要領」(重度かつ継続する高額治療者＝告示)の「指針」(大政第188号)重度かつ継続する高額治療者との「整合性」申出者の件欠如は、「無診療」(3ヶ月以上、未受診の「発行」6・7貼る)が、該当する生野区主張は、社会通念上の一般常識逸脱(全くの非常識)。等々

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
12	平成27年度 諮問受理第143号	平成27年9月7日付け大総務監第42号	平成27年4月11日	「通報についての連絡」(大総務監第54号件) ※生保生第70号「不非公開」、大阪府「公」(社会援護課)「補装具費支給事務取扱指針」第2-1-5)	「遠視メガネ却下処分」は、医療扶助拒否した人権侵害を「公正」と考えるのは、分らず。(生活保護法第1条)「公正」とは、「社会的」均等の権利尊重である。(憲法第25条)	社保第117・194号、社発第727号、審査庁は、「裁決」(処分庁の主張認めず、「却下」取り消す見解)大政第e-43号「開」(提出済)市民の声No.1001-12391-001-01	総務局監察部監察課	平成27年7月10日付け大総務監第25号	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち公益通報第23-01-113号に関する部分	「遠視メガネ却下処分」は、医療扶助拒否した人権侵害を「公正」と考えるのは、分らず。(生活保護法第1条)「公正」とは、「社会的」均等の権利尊重である。(憲法第25条) 社保第117・194号、社発第727号、審査庁は、「裁決」(処分庁の主張認めず、「却下」取り消す見解)大政第e-43号「開」(提出済)市民の声No.1001-12391-001-01 個人情報保護条例第13条「正確かつ最新の状態を保持」から、請求は、常時の「私の情報」明示した決定事項の義務。「手引き」とうり、不明示は、手続上の瑕疵あるものとする。	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の申し出のあった情報は、平成24年7月10日時点での正確かつ最新のものです、同日に公益通報の処理が終了したものであり、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保っていたことから、大阪市個人情報保護条例第13条の規定に違反していないため	平成26年7月31日	「正確かつ最新の状態」(条例第13条)は、大生支第470号「不非開示」(「社援保発第0929003号・社援指発第0929001号」に基づく「他法活用検討依頼通知」申出者は、該当記入欠如)」件H22.2/17以降、「逸脱」した大総務第54号「通知書A」主張する調査資料「職員主張」部分は、「社援第2700号」「社援保発第0330001号」I-4(2)③ア「診療中」法第50条(行政指導に従え)から、大生保生第251・1396・1398号「不非開示」(法第25条2項、法第50条の理由欠如)」件、大生保生第15号「大総務監第54号」不非開示。
13	平成27年度 諮問受理第186号	平成27年10月28日付け大生保生第765号	平成27年5月14日	大生保生第1804号「決定書」(平成27年大生保生第1805号「決定書」(平成27年大生保生第1806号「決定書」(平成27年答申第72号(審議会)	社発第246号・社発第727号・社援第2700号 昭和36年4月1日厚生省発社第123号「厚生事務事官通知」基礎通知、社援発第72号、等々。大生支第470号添付	平成20年3月26日の6・7追記理由欠く為、通院欠いた他法他施策の活用するもの不可能。大生保生第451号添付	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年7月2日付け大生保生第378号	大生保生第1804号「決定書」 大生保生第1805号「決定書」 大生保生第1806号「決定書」	社発第246号・社発第727号・社援第2700号昭和36年4月1日厚生省発社第123号「厚生事務事官通知」基礎通知、社援発第72号、等々。 大生支第470号添付 平成20年3月26日の6・7追記理由欠く為、通院欠いた他法他施策の活用するもの不可能。大生保生第451号添付	是正の申出に係る保有個人情報は、いずれも保有個人情報の開示決定に係る異議申立てについて、異議申立てをすることができない事項について不服を述べていることから不適法として却下した決定書であるが、各異議申立てを不適法と判断したことと申出人が主張する内容は何ら関係がない。したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実と反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年7月10日	疎明資料：平成21年度の「大阪市生活保護の基礎知識(一部：第13章は、答申第272号の別表2)」P.907の第2章-第9「診療について(照会)」生活保護法以外の法令によって受診中の人念のため申し添えます記載：他法受診者示す。※医療要否意見書に変わるもの。大健福第6151・6152号「決定書」(平成23年3月17日)計3点より、乙第1号証から乙第201号証及び債務者の答弁書から、第2回～第16回主張書面。
14	平成27年度 諮問受理第187号	平成27年10月28日付け大生保生第766号	平成27年7月13日	大生保生第160号「開示」件(乙第87号証から乙第94号証の請求) 大生保生第171号「開示」件(通知上③ア「診療中」示すもの) 大生保生第232号「開示」件(大生保生第171号のレセプト・H19年12月分) 大生保生第172号「開示」件(答申第34号上区の「論難」主張するもの) ※区は、入院医療の規定示すもの有。	私は、「自立支援医療」自体の申請欠く：平成20年3月31日・4月1日のケース記録票及び公益通報する通知書A：通報についての連絡(大生総第106号等々)※示す：乙第1号証から乙第201号証。	疎明資料：第2章の第9(P.907)：平成21年度大阪市生活保護の基礎知識、公文書管理条例、個人情報保護条例第7条：自立支援医療所管。※示す：答弁書及び第2回主張書面から第16回主張書面。	生野区役所保健福祉課(生活支援)	平成27年7月23日付け大生保生第463号	大生保生第160号開示決定通知書 大生保生第171号開示決定通知書 大生保生第232号開示決定通知書 大生保生第172号開示決定通知書	私は、「自立支援医療」自体の申請欠く：平成20年3月31日・4月1日のケース記録票及び公益通報する通知書A：通報についての連絡(大生総第106号等々)乙第1号証から乙第201号証示す 疎明資料：第2章の第9(P.907)：平成21年度大阪市生活保護の基礎知識、公文書管理条例、個人情報保護条例第7条：生活保護法第29条：自立支援医療答弁書及び第2回～第16回主張書面	是正の申出に係る保有個人情報は、いずれも申出人に基づき実施機関が保有する個人情報を開示することとした開示決定通知書であるが、当該各決定通知書と申出人が主張する内容は何ら関係がない。したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実と反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年7月29日	照会基準から、明白に成る〇〇CWの照会理由欠く(6・7追記する事態の基準の相反する事実行為)、又、「レセプト」等の点検や確認怠り、「社保第87号」の不適切に※未使用医療券の交付(直送：自動発券)続けた個人情報データメテス。
15	平成27年度 諮問受理第204号	平成27年11月19日付け大福祉第2988号	平成25年10月21日	大福祉第4869号「決定書」(理由内の①②は、認知している上で否定は、悪質である。答申上との相違、特に、大健福第4419号「理由説明書」)	大個審答申第57号②見解有。下記は、大健福第1916・1918号資料生活保護法医療扶助業務担当非常勤嘱託職員(嘱託医師)要綱《抜粋》の(2)本庁業務嘱託医師	精神通院医療適用確認調査は、私の分無い。①精神医療検討依頼書は、私の分無い。②③判断した本庁課。 答申上の見解。市民の声No.1101-11589-001-02・1220-20016-001-01・1101-10570-001-01・1201-11353-001-01局分1101-11685-001-01(H23.8/31)	福祉局生活福祉部保護課	平成26年5月21日付け大福祉第485号	大福祉第4869号「決定書」	保有個人情報の訂正又は削除等	是正の措置は講じない。 (理由) 是正申出のあった情報は、実施機関としての決定内容を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成26年7月3日	大福祉第3281号「市民の声6点」(1001-11239-001-01、1101-10043-001-01、1101-10570-001-01、1101-11589-001-02、1201-11353-001-01、1220-20116-20116-001-01)見解 大健福第452号「不非開示」・大生保生第470号「不非開示」大個審答申第57号「件」又、「ケース記録票」が、精神通院医療確認調査不可。本件が、6条から14条違反否定なら、大福祉第3281号「市民の声6点」偽証と成る。1101-12232-001-01
16	平成27年度 諮問受理第205号	平成27年11月19日付け大福祉第2989号	平成26年5月7日	大福祉第4689号「決定書」(ケース記録票は、「レセプト」では無い)	「レセプト」欠如する6・7指導(発行)は、違反。(大福祉第1916号) 大生支第470号「不非開示」(他法活用検討依頼通知は、欠如) 上記は、請求時の「保有」欠如は、平成21年度欠如より、H19年12月分除外。	H19年12月「レセプト」非該当は大健福第1916号(局指導)大生支第470号「不非開示」(大個審第57号)大福祉第3285号「不非開示」・大生保生第1396・1397・1398・15・16・17・27号「不非開示」の大健福第1918号「国指導」違反。	福祉局生活福祉部保護課	平成26年5月21日付け大福祉第486号	大福祉第4869号「決定書」	保有個人情報の訂正又は削除等	是正の措置は講じない。 (理由) 是正申出のあった情報は、実施機関としての決定内容を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成26年7月3日	大福祉第3281号「市民の声6点」(1001-11239-001-01、1101-10043-001-01、1101-10570-001-01、1101-11589-001-02、1201-11353-001-01、1220-20116-20116-001-01)見解 大健福第452号「不非開示」・大生保生第470号「不非開示」大個審答申第57号「件」又、「ケース記録票」が、精神通院医療確認調査不可。本件が、6条から14条違反否定なら、大福祉第3281号「市民の声6点」偽証と成る。1101-12232-001-01

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
17	平成27年度諮問受理第223号	平成27年12月2日付け大生総第152号	平成27年5月1日	大生総第84・52号「○○」件 条例第13条の欠いた作成。	大生生第568号実施機関理由説明書（大個審第57号） 大生保生第539号実施機関理由説明書（答申第316号） 「ケース記録票」平成20年4月1日※部分、2第30・106号証。	大個審答申第72号は、「事実示すもの」と有るが、「ケース記録票」平成20年4月1日の※部分は、明確な事実から、職員が不知有り得ずの「ＩＣＤ－10」2第7・34・36・13・15号証答申類（272・294・332・345・381号、等）	生野区役所総務課	平成27年9月14日付け大生総第111号	生野区役所総務の行った聞き取り記録全部。 （市民の声No.1101-11141-001-01回答分）	条例第13条の欠いた作成。 大生生第568号実施機関理由説明書（大個審第57号） 大生保生第539号実施機関理由説明書（答申第316号） 「ケース記録票」平成20年4月1日※部分、2第30・106号証。 大個審答申第72号は、「事実示すもの」と有るが、「ケース記録票」平成20年4月1日の※部分は、明確な事実から、職員が不知有り得ずの「ＩＣＤ－10」2第7・34・36・13・15号証答申類（272・294・332・345・381号、等）	是正の申出に係る保有個人情報は平成23年5月13日付けの聞き取り記録であるが、平成20年4月1日のケース記録の※部分と矛盾する内容は記載されていない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実には反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年9月24日	乙第1号証から、乙第201号証及び債務者の答弁書等（第2回から第16回主張書面）：国や市の公文書。「厚生労働省の自立支援医療制度の概要」（一般公開）等の法律規定示すもの。 「精神科」のみ主張では、法的根拠皆無。 ※単なる偏見示すもの：無診療診察の照会。
18	平成27年度諮問受理第224号	平成27年12月2日付け大生総第154号	平成27年7月17日	大生総第106号「通知書A」事案、大生総第84（52）号「人事担当」事案（○○職員調査）	疎明資料（P.907）：大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2他法により医療の給付を受けている被保護者の病状等の確認について	疎明資料とより、他法受診中の事実欠く私の場合。	生野区役所総務課	平成27年9月14日付け大生総第112号	大生総第106号「通知書A」事案、大生総第84（52）号「人事担当」事案（○○職員調査）	疎明資料（P.907）：大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2他法により医療の給付を受けている被保護者の病状等の確認について 疎明資料とより、他法受診中の事実欠く私の場合。	「大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2」には、他法により医療の給付を受けていない被保護者に対し、病状等の照会を行ってはならないと記載されていない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実には反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年9月24日	乙第1号証から、乙第201号証及び債務者の答弁書等（第2回から第16回主張書面）：国や市の公文書。「厚生労働省の自立支援医療制度の概要」（一般公開）等の法律規定示すもの。 「精神科」のみ主張では、法的根拠皆無。 ※単なる偏見示すもの：無診療診察の照会。
19	平成27年度諮問受理第331号	平成28年3月23日付け大総務監第69号	平成26年7月3日	大総務監第48号「件」（H25.7／11）	市民を騙す為の市民の声6点なら、違法行為。「社援第2700号」「社保第136号」	大福祉第3281号「市民の声6点」見解（1001-11289-001-01、1101-10043-001-01、1101-10570-001-01、1101-11589-001-02、1201-11353-001-01、1220-20116-001-01）	総務局監察部監察課	平成27年9月7日付け大総務監第44号	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち公益通報第23-01-91号、第23-01-93号、第23-01-113号及び第23-01-117号に関する部分	市民を騙す為の市民の声6点なら、違法行為。「社援第2700号」「社保第136号」大福祉第3281号「市民の声6点」見解（1001-11289-001-01、1101-10043-001-01、1101-10570-001-01、1101-11589-001-02、1201-11353-001-01、1220-20116-001-01）	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の申し出のあった情報は、公益通報の処理が終了した時点での正確かつ最新のものです、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保っていたことから、大阪市個人情報保護条例第13条の規定に違反していないため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者の答弁書第2回主張書面から第16回主張書面と甲第3号証の非整合性。第一、他法他施策の活用欠く私の場合が、「障害者（何の基準かは、不明な職員）」主張する職員の交付する甲第3号証の照会理由欠く元、「ＩＣＤ－10」示す決定事項、市民の声回答・答申第272号別表の1、等々は、「精神障害者」示している。個人情報保護条例の原則「正確な個人情報」規定。
20	平成27年度諮問受理第332号	平成28年3月23日付け大総務監第71号	平成26年7月31日	大総務監第27号「不非開示」件（H26.7／17） （該当「レセプト」欠如する6・7貼るCWを法律上判断する委員の法的根拠（私の分）欠如） ※条例第13条主張する大総務監第25号件有→「正確かつ最新情報」私の分。）	法令正しくは、公正満なす。※大健こ第258・580・145号「不非公開」件 憲法第99条に基づく、13条「人格権」示す。	法的根拠基づく、公正を判明要す為、法令規定「ＩＣＤ－10」及び、「厚生労働省告示第158号」有。	総務局監察部監察課	平成27年9月7日付け大総務監第45号	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち公益通報第23-01-113号に関する部分	法令正しくは、公正満なす。 憲法第99条に基づく、13条「人格権」示す。 法的根拠基づく、公正を判明要す為、法令規定「ＩＣＤ－10」及び、「厚生労働省告示第158号」有。	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の申出のあった情報は、当該申出に係る公益通報の処理が終了した平成24年7月10日時点での正確かつ最新のものであり、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保っていたことから、大阪市個人情報保護条例第13条の規定に違反していないため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者の答弁書第2回主張書面から第16回主張書面と甲第3号証の非整合性。第一、他法他施策の活用欠く私の場合が、「障害者（何の基準かは、不明な職員）」主張する職員の交付する甲第3号証の照会理由欠く元、「ＩＣＤ－10」示す決定事項、市民の声回答・答申第272号別表の1、等々は、「精神障害者」示している。個人情報保護条例の原則「正確な個人情報」規定。
21	平成27年度諮問受理第333号	平成28年3月23日付け大総務監第73号	平成26年8月7日	大総務監第30号「開却（合致不可）」件	同伴「個人情報」合致致むのを分かる○○係長返答の元「開示」請求する。	「ＩＣＤ－10」は、神経症（抑うつ状態）欠如の上公正「件」が、「同伴」整合性（合致）法的義務負う。大生総第106号「件」（通知書A）不一致有り得ず。	総務局監察部監察課	平成27年9月7日付け大総務監第46号	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち公益通報第23-01-113号に関する部分	同伴「個人情報」合致致むのを分かる○○係長返答の元「開示」請求する。 「ＩＣＤ－10」は、神経症（抑うつ状態）欠如の上公正「件」が、「同伴」整合性（合致）法的義務負う。大生総第106号「件」（通知書A）不一致有り得ず。	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の申出のあった情報は、当該申出に係る公益通報の処理が終了した平成24年7月10日時点での正確かつ最新のものであり、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保っていたことから、大阪市個人情報保護条例第13条の規定に違反していないため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者の答弁書第2回主張書面から第16回主張書面と甲第3号証の非整合性。第一、他法他施策の活用欠く私の場合が、「障害者（何の基準かは、不明な職員）」主張する職員の交付する甲第3号証の照会理由欠く元、「ＩＣＤ－10」示す決定事項、市民の声回答・答申第272号別表の1、等々は、「精神障害者」示している。個人情報保護条例の原則「正確な個人情報」規定。
22	平成27年度諮問受理第334号	平成28年3月23日付け大総務監第75号	平成26年9月18日	大総務監第36号「開却」（通知書A）の条例第13条の不明「件」（大総務監第139号「公却（特定不可）」件有） ※大総務監第30号「合致不明」開却下件有。 ＜公益通報制度の空洞化明白至る件＞	大生支470号「不非開示」件（H22.2／17）他法活用検討依頼通知欠如は、大個審答申第57号下ル。（法令の決定事項「答申」）	大情審答申第272号「6・7押印法的根拠欠如」大生支第113号「不」件の調査資料別表1・別表2の全点	総務局監察部監察課	平成27年9月7日付け大総務監第47号	公益通報報告書、公益通報処理報告書、審議資料、供覧文書及び会議要旨のうち公益通報第23-01-113号に関する部分	大生支470号「不非開示」件（H22.2／17）他法活用検討依頼通知欠如は、大個審答申第57号下ル。（法令の決定事項「答申」） 大情審答申第272号「6・7押印法的根拠欠如」大生支第113号「不」件の調査資料別表1・別表2の全点	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の申出のあった情報は、当該申出に係る公益通報の処理が終了した平成24年7月10日時点での正確かつ最新のものであり、事務の目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を正確かつ最新の状態に保っていたことから、大阪市個人情報保護条例第13条の規定に違反していないため	平成27年9月24日	乙第1号証から乙第201号証及び債務者の答弁書第2回主張書面から第16回主張書面と甲第3号証の非整合性。第一、他法他施策の活用欠く私の場合が、「障害者（何の基準かは、不明な職員）」主張する職員の交付する甲第3号証の照会理由欠く元、「ＩＣＤ－10」示す決定事項、市民の声回答・答申第272号別表の1、等々は、「精神障害者」示している。個人情報保護条例の原則「正確な個人情報」規定。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
23	平成27年度 諮問受理第335号	平成28年3月24日付け大福祉第4695号	平成27年5月1日	大健福第6054・1098号「○」件 条例第13条の欠いた作成。	大生生第568号実施機関理由説明書（大個審第57号） 大生生第539号実施機関理由説明書（答申第316号） 「ケース記録票」平成20年4月1日※部分、乙第30・106号証	大個審答申第72号は、「事実示すもの」と有るが、「ケース記録票」平成20年4月1日の※部分は、明確な事実から、職員が不知有り得ずの「ＩＣＤ－10」乙第7・34・36・13・15号証答申類（272・294・332・345・381号等）	福祉局生活福祉部保護課	平成28年1月7日付け大福祉第3612号	大健福第6054・1098号「○」件	大生生第568号実施機関理由説明書（大個審第57号） 大生生第539号実施機関理由説明書（答申第316号） 「ケース記録票」平成29年4月1日※部分、乙第30・106号証 大個審答申第72号は、「事実示すもの」と有るが、「ケース記録票」平成20年4月1日の※部分は、明確な事実から、職員が不知有り得ずの「ＩＣＤ－10」乙第7・34・36・13・15号証答申類（272・294・332・345・381号等）	是正の措置を講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、実施機関としての決定内容を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成28年1月13日	平成27年第○号の乙第1号証から、乙第201号証、及び、答弁書・第2回主張書面から、第16号主張書面。又、条例第13条の適合性示すもの乙号証のみならず、大阪市の公式見解適応する「ＩＣＤ－10」指摘する。（合法性）
24	平成27年度 諮問受理第336号	平成28年3月24日付け大福祉第4697号	平成26年8月29日	大福祉第899号「不非開示」（合致件欠如）H26. 6／24 1484号「不非開示」（○○書面「全体的」欠如）H26. 8／24 ※「社援保発第0929003号・社援指発第092001号」見解下記「不」件 又、大福祉第1951・2026・3570・3750号「不」非公開件有。 H22. 2／19「謝罪」根拠は、「社発第727号」である。	大健福第6054・1098号「○○書面」一部謝罪根拠は「全体として法的」適切主張は大福祉第899号「不非開示」件の元、偽証。	大生支第470号「不非開示」件 大福祉第3281号「市民の声回答6点」>非該当者見解の元、発行不適切主張 全体不明「○○書面」根拠分からずなら、違法「偽証」示す	福祉局生活福祉部保護課	平成28年1月7日付け大福祉第3613号	大福祉第899号「不非開示」（合致件欠如）H26. 6／24 1484号「不非開示」（○○書面「全体的」欠如）H26. 8／24	大健福第6054・1098号「○○書面」一部謝罪根拠は「全体として法的」適切主張は大福祉第899号「不非開示」件の元、偽証。 大生支第470号「不非開示」件 大福祉第3281号「市民の声回答6点」>非該当者見解の元、発行不適切主張 全体不明「○○書面」根拠分からずなら、違法「偽証」示す	是正の措置を講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、実施機関としての決定内容を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成28年1月13日	平成27年第○号の乙第1号証から、乙第201号証、及び、答弁書・第2回主張書面から、第16号主張書面。又、条例第13条の適合性示すもの乙号証のみならず、大阪市の公式見解適応する「ＩＣＤ－10」示す、他、国の見解示す「ＩＣＤ－10」指摘する。（合法性）
25	平成27年度 諮問受理第337号	平成28年3月24日付け大福祉第4699号	平成27年5月25日	大健福第4419号実施機関理由説明書（大個審答申第57号） 大福祉第3281号市民の声 No. 1101-11239-001-001・1101-10043-001-001・1101-10570-001-001・1101-11589-001-02・1201-11353-001-001・122	大個審第57号、大個審第72号>見解の逆説逆論：大個審答申第55・56号の「生保生第80号」見解 大生生第1344号＝生野区生活支援：第5章（ＩＣＤ－10）の厚生労働省告示第158号は、ＩＣＤ－10のF40～F45、F48除外。	答申第272号の別表1の市民の声No. 0967-10056-001-01・0901-11202-001-01・0901-11274-001-01・0901-11759-001-01回答：第7精神医療取扱要領の「神経症（抑うつ状態）見解や障害者自立支援法第4条及び精神保健福祉法第5条の扱い回答。私の「レセプト」類。	福祉局生活福祉部保護課	平成28年1月7日付け大福祉第3614号	大健福第4419号実施機関理由説明書（大個審答申第57号） 大福祉第3281号市民の声 No. 1101-11239-001-001・1101-10043-001-001・1101-10570-001-001・1101-11589-001-02・1201-11353-001-001・122	大個審第57号、大個審第72号>見解の逆説逆論：大個審答申第55・56号の「生保生第80号」見解 大生生第1344号＝生野区生活支援：第5章（ＩＣＤ－10）の厚生労働省告示第158号は、ＩＣＤ－10のF40～F45、F48除外。 答申第272号の別表1の市民の声 No. 0967-10056-001-01・0901-11202-001-01・0901-11274-001-01・0901-11759-001-01回答：第7精神医療取扱要領の「神経症（抑うつ状態）見解や障害者自立支援法第4条及び精神保健福祉法第5条の扱い回答。私の「レセプト」類。	是正の措置を講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、実施機関としての見解を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成28年1月13日	平成27年第○号の乙第1号証から、乙第201号証、及び、答弁書・第2回主張書面から、第16号主張書面。又、条例第13条の適合性示すもの乙号証のみならず、大阪市の公式見解適応する「ＩＣＤ－10」示す、他、国の見解示す「ＩＣＤ－10」指摘する。（合法性）
26	平成27年度 諮問受理第338号	平成28年3月24日付け大福祉第4701号	平成27年7月17日	大健福第6054（1098）号「人事担当」事案（○○職員調査）	疎明資料（P. 907）：大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2他法により医療の給付を受けている被保護者の病状等の確認について	疎明資料とおり、他法受診中の事実欠く私の場合。	福祉局生活福祉部保護課	平成28年1月7日付け大福祉第3615号	大健福第6054（1098）号「人事担当」事案（○○職員調査）	疎明資料（P907）：第2章－第9－2他法により医療の給付を受けている被保護者の病状等の確認について 疎明資料とおり、他法受診中の事実欠く私の場合。	是正の措置を講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、実施機関としての見解を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成28年1月13日	平成27年第○号の乙第1号証から、乙第201号証、及び、答弁書・第2回主張書面から、第16号主張書面。又、条例第13条の適合性示すもの乙号証のみならず、大阪市の公式見解適応する「ＩＣＤ－10」示す、他、国の見解示す「ＩＣＤ－10」指摘する。（合法性）
27	平成27年度 諮問受理第339号	平成28年3月24日付け大福祉第4703号	平成27年3月17日	大福祉第3249号「市民の声 No. 1101-10720-001-01回答」件（大健福第6054・1098号「○○」件の4090号「通知類」扱う私の情報欠いた上で、適切（適格）示すもの求める（条例第6条～13条「法令に基づく場合」扱うもの）※大福祉第3248号「不存在による非開示」件異なるものである。	請求事項と決定事項の矛盾。又、扱い拒否している平成26年12月12日「是正請求する大福祉第3101・3102・2798号」3件の理由扱う大政第e-43号「市民の声No. 1101-10720-001-01回答、他11点」	適切（的確）示すもの（6条～13条「法令に基づく場合」）は、「法令除く場合」相当の理由①イ（通知上）回答の大健福第6515号「想像（○○）・思い込み（○○）」件※「回答欠く」	福祉局生活福祉部保護課	平成28年1月7日付け大福祉第3616号	大福祉第3249号「市民の声 No. 1101-10720-001-01回答」件（大健福第6054・1098号「○○」件の4090号「通知類」扱う私の情報欠いた上で、適切（適格）示すもの求める（条例第6条～13条「法令に基づく場合」扱うもの）※大福祉第3248号「不存在による非開示」件異なるものである。	請求事項と決定事項の矛盾。又、扱い拒否している平成26年12月12日「是正請求する大福祉第3101・3102・2798号」3件の理由扱う大政第e-43号「市民の声No. 1101-10720-001-01回答、他11点」 適切（的確）示すもの（6条～13条「法令に基づく場合」）は、「法令除く場合」相当の理由①イ（通知上）回答の大健福第6515号「想像（○○）・思い込み（○○）」件※「回答欠く」	是正の措置を講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、実施機関としての決定内容を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成28年1月13日	平成27年第○号の乙第1号証から、乙第201号証、及び、答弁書・第2回主張書面から、第16号主張書面。又、条例第13条の適合性示すもの乙号証のみならず、大阪市の公式見解適応する「ＩＣＤ－10」示す、他、国の見解示す「ＩＣＤ－10」指摘する。（合法性）
28	平成27年度 諮問受理第342号	平成28年3月24日付け大福祉第4709号	平成26年3月12日	大健福第1098号（6054）号の○○職員作成書面「発行は、全体的に問題は無いけれども、本人に現在も通院中かを確認しなかったのを一部謝罪した」（注釈「誤字・脱字」の軽微は補正不要）	「通院が、無く対象外」や「レセプト点検」非該当者は、「他法活用検討依頼通知」（大健福第1916号）記入する所管「保護課」承知の事。 「申出者」無記入	大福祉第3281号「開」市民の声No. 7点は、「非該当（申出者）の発行不適切」見解分一部抜粋。 大健福第4419号「理由説明書」大福祉第3285号「不非開示」（大健福第1918号「国の指導」	福祉局生活福祉部保護課	平成28年1月7日付け大福祉第3619号	大健福第1098号（6054）号の○○職員作成書面「発行は、全体的に問題は無いけれども、本人に現在も通院中かを確認しなかったのを一部謝罪した」（注釈「誤字・脱字」の軽微は補正不要）	「通院が、無く対象外」や「レセプト点検」非該当者は、「他法活用検討依頼通知」（大健福第1916号）記入する所管「保護課」承知の事。 「申出者」無記入大福祉第3281号「開」市民の声No. 7点は、「非該当（申出者）の発行不適切」見解分一部抜粋。 大健福第4419号「理由説明書」大福祉第3285号「不非開示」（大健福第1918号「国の指導」	是正の措置を講じない。 （理由） 是正申出のあった情報は、実施機関としての見解を示しているものであり、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条の規定に違反していないため。	平成28年1月13日	平成27年第○号の乙第1号証から、乙第201号証、及び、答弁書・第2回主張書面から、第16号主張書面。又、条例第13条の適合性示すもの乙号証のみならず、大阪市の公式見解適応する「ＩＣＤ－10」示す、他、国の見解示す「ＩＣＤ－10」指摘する。（合法性）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足る事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
29	平成28年度諮問受理第7号	平成28年6月9日付け大生総第55号	平成27年7月22日	大生総第84・52号：〇〇調査資料※総務課作成。	疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）※答申第272号の別表の2 大個審答申第55号・57号・58号・60号。	私のレセプト及び医療要否意見書（H20. 3／25） ケース記録票（H20. 3／31、4／1）※甲第14号証の資料	生野区役所総務課	平成27年10月9日付け大生総第127号	大生総第84・52号：〇〇調査資料※総務課作成。	疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）※答申第272号の別表の2 大個審答申第55号・57号・58号・60号。 私のレセプト及び医療要否意見書（H20. 3／25） ケース記録票（H20. 3／31、4／1）※甲第14号証の資料	「大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2」には、他法により医療の給付を受けていない被保護者に対し、病状等の照会を行ってはないと記載されていない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実には反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！
30	平成28年度諮問受理第8号	平成28年6月9日付け大生総第56号	平成27年9月24日	「不存在による非開示決定通知書」大生総務第96号（H27. 8／5）	神経症抑うつ状態：私のレセプトに基づく医療要否意見書、ケース記録票H20. 3／31・4／1分の認識。	未使用医療券続行中の他法他施策活用する病状照会する根拠：法律規定、皆無。 ※生活保護法第4条	生野区役所総務課	平成27年10月9日付け大生総第128号	「不存在による非開示決定通知書」大生総務第96号（H27. 8／5）	神経症抑うつ状態：私のレセプトに基づく医療要否意見書、ケース記録票H20. 3／31・4／1分の認識。 未使用医療券続行中の他法他施策活用する病状照会する根拠：法律規定、皆無。※生活保護法第4条	是正の申出に係る保有個人情報は不存在による非開示決定通知書であるが、申出の内容から決定通知書により不存在とした保有個人情報が存在するとは認められない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実には反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！
31	平成28年度諮問受理第9号	平成28年6月9日付け大生保生第258号	平成27年7月22日	大個審答申第62号・69号・72号：〇〇CW事案 大情審答申第332号～小野一郎会長答申全件：〇〇CW事案 ※「権利の濫用」事由欠く。	疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）の照会 ※答申第272号の別表の2の言及欠く答申は、市政混乱。	私のレセプト及び医療要否意見書：大個審第55号・57号・58号・60号：医療券続く（自動発券）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年10月9日付け大生保生第709号	大個審答申第62号・69号・72号：〇〇CW事案 大情審答申第332号～小野一郎会長答申全件：〇〇CW事案	疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）の照会 ※答申第272号の別表の2の言及欠く答申は、市政混乱。 私のレセプト及び医療要否意見書：大個審答申第55号・57号・58号・60号：医療券続く（自動発券）	「大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2」には、他法により医療の給付を受けていない被保護者に対し、病状等の照会を行ってはないと記載されていない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実には反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！
32	平成28年度諮問受理第10号	平成28年6月9日付け大生保生第259号	平成27年7月22日	大生保生第574・604・624号「不存在」非公開件	大健福第6054（1098）号「〇〇」調査資料：本人作成H22. 5／20※大健福第4090号 大生総第84・52号「〇〇」調査資料：総務課作成	疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）※答申第272号の別表2：診療状況について（照会） 大個審答申第69号・72号の同事案：「神経症」該当する主張。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年10月9日付け大生保生第710号	大生保生第574・604・624号「不存在」非公開件	大健福第6054（1098）号「〇〇」調査資料：本人作成H22. 5／20 大生総第84・52号「〇〇」調査資料：総務課作成 疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）※答申第272号の別表2：診療状況について（照会） 大個審答申第69号・72号の同事案：「神経症」該当する主張	是正の申出に係る保有個人情報は、いずれも大情審答申第332号により原決定妥当と答申された不存在による非公開決定通知書であるが、申出の内容から各決定通知書により不存在とした公文書が存在するとは認められない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実には反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！
33	平成28年度諮問受理第11号	平成28年6月9日付け大生保生第260号	平成27年7月22日	生野区生活支援の〇〇職員の市民の声回答類全部（私の場合を回答示すもの）	疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）※答申第272号の別表の2 大個審答申第55号・57号・58号・60号。	私のレセプト及び医療要否意見書（H20. 3／25） ケース記録票（H20. 3／31、4／1）※甲第14号証の資料	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年10月9日付け大生保生第711号	生野区生活支援の〇〇職員の市民の声回答類全部（私の場合を回答示すもの）	疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）※答申第272号の別表の2 大個審答申第55号・57号・58号・60号。 私のレセプト及び医療要否意見書（H20. 3／25） ケース記録票（H20. 3／31、4／1）※甲第14号証の資料	「大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2」には、他法により医療の給付を受けていない被保護者に対し、病状等の照会を行ってはないと記載されていない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実には反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！
34	平成28年度諮問受理第12号	平成28年6月9日付け大生保生第261号	平成27年7月22日	大情審答申第345号※「神経症」見解。：大生保生第902号「不存在」非公開件 大情審答申第381号※「法第50条」見解。：大生保生第579・684号「不存在」非公開件	※照会基準示すもの 疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）答申第272号の別表の2	診療状況について（照会）：疎明資料（P. 907）、参 大健福第4090号 大個審答申第69号：大生保生第399号の件	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年10月9日付け大生保生第712号	大生保生第902号「不存在」非公開件 大生保生第579・684号「不存在」非公開件	※照会基準示すもの 疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）答申第272号の別表の2 診療状況について（照会）：疎明資料（P. 907）、参 大健福第4090号 大個審答申第69号：大生保生第399号の件	是正の申出に係る保有個人情報は、大情審答申第345号及び大情審答申第381号により原決定妥当と答申された不存在による非公開決定通知書であるが、申出の内容から各決定通知書により不存在とした公文書が存在するとは認められない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実には反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！
35	平成28年度諮問受理第13号	平成28年6月9日付け大生保生第262号	平成27年7月29日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件：平成27年第〇号の甲第14号証：〇〇「陳述書」	記録欠く為、疎明資料：P. 907の答申第272号の別表の2：（申立の趣旨）事実関係（当時）示すもの無い。 ※「陳述書」の証拠が無い：「不存在」決定事項	債務者の乙第1号証から、乙第201号証及び、答弁書、第2回主張書面から、乙第16回主張書面。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年10月14日付け大生保生第724号	面談強要等禁止仮処分命令申立事件：平成27年第〇号の甲第14号証：〇〇「陳述書」	疎明資料：P. 907の答申第272号の別表の2：（申立の趣旨） 記録欠く為、事実関係（当時）示すもの無い。※「陳述書」の証拠が無い：「不存在」決定事項 債務者の乙第1号証から、乙第201号証及び、答弁書、第2回主張書面から、乙第16回主張書面。	是正の申出に係る保有個人情報は当時の担当職員が大阪地方裁判所あてに提出したものであり、債務者たる申出人の主張によって記載を修正する類のものではない。 したがって、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
36	平成28年度諮問受理第14号	平成28年6月9日付け大生保生第263号	平成27年7月29日	公開請求却下決定通知書（権利の濫用）：平成27年7月23日	※答申第272号の別表の2 疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）の照会基準（他法受診中の基準相反する私の場合）	他法手続き欠く私の場合：医療券交付続く。／ケース記録票H20. 4／1、通知書A：公益通報、等。（通院していないので、「申請」不要の記録及び主張）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年10月14日付け大生保生第725号	公開請求却下決定通知書（権利の濫用）：平成27年7月23日	※答申第272号の別表の2 疎明資料：第2章－第9－2（P. 907）の照会基準（他法受診中の基準相反する私の場合） 他法手続き欠く私の場合：医療券交付続く。 ケース記録票H20. 4／1、通知書A：公益通報、等。（通院していないので、「申請」不要の記録及び主張）	「大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2」には、他法により医療の給付を受けていない被保護者に対し、病状等の照会を行ってはいないと記載されていない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実と反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行する中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！
37	平成28年度諮問受理第15号	平成28年6月9日付け大生保生第264号	平成27年9月24日	「公開請求却下決定通知書（権利の濫用）」大生保生第489・490号（H27. 7／30） 「不存在による非開示決定通知書」大生保生第472・473・487・488・509・510・511号（H27. 7／28・7／30・8／5）	神経症抑うつ状態：私のレセプトに基づく医療要否意見書、ケース記録票H20. 3／31・4／1分の認識。	未使用医療券続行中の他法他施策活用する病状照会する根拠：法律規定、皆無。※生活保護法第4条	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成27年10月14日付け大生保生第726号	公開請求却下決定通知書（権利の濫用）大生保生第489・490号（H27. 7／30） 「不存在による非開示決定通知書」大生保生第472・473・487・488・509・510・511号（H27. 7／28・7／30・8／5）	神経症抑うつ状態：私のレセプトに基づく医療要否意見書、ケース記録票H20. 3／31・4／1分の認識。 未使用医療券続行中の他法他施策活用する病状照会する根拠：法律規定、皆無。※生活保護法第4条	是正の申出に係る保有個人情報は、公開請求却下決定通知書及び不存在による非開示決定通知書であるが、申出の内容から各決定通知書の決定内容を変更すべき理由があるとは認められない。 したがって、是正の申出に係る保有個人情報は事実と反していないことから、是正の措置は講じない。	平成27年11月9日	別紙の社援第2376号「不存在による非公開決定通知書」（H27. 10／16付）理由示すとうりの未使用の医療券続行する中の他法他施策活用する病状照会（指導）は、医師法第20条違反行為。乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。「未使用」とは、個人情報欠くものであり、条例第6条反する。※「レセプト」欠く！
38	平成28年度諮問受理第42号	平成28年9月2日付け大市民啓第18号	平成26年3月12日	大市民第6121号（〇〇職員作成書面） 「自立支援医療の指導は、有効性」記載。 回答者不明「大市民第6140号不非開示」 「諮」大市民第6122号「弁護士の見解」	回答者は、〇〇弁護士以外「大市民6167号〇〇弁護士回答書（相談者に説明した以上は無い）」は、6139号「〇〇弁護士相談記録」強調した本人弁護士。相談者は申出者。	通知書A（公益通報した「通報についての連絡」）「通院が無い為、自立支援医療の手続きは不要ですと貴方（申出者）に回答したとの生野区役所生活支援職員主張している」記載（供覧済）	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年1月22日付け大市民第192号	大市民第6121号（〇〇職員作成書面） 「自立支援医療の指導は、有効性」記載。 回答者不明「大市民第6140号不非開示」 「諮」大市民第6122号「弁護士の見解」	回答者は、〇〇弁護士以外「大市民6167号〇〇弁護士回答書（相談者に説明した以上は無い）」は、6139号「〇〇弁護士相談記録」強調した本人弁護士。相談者は申出者。 通知書A（公益通報した「通報についての連絡」）「通院が無い為、自立支援医療の手続きは不要ですと貴方（申出者）に回答したとの生野区役所生活支援職員主張している」記載（供覧済）	是正の措置は講じない。 （理由） 本件申出において是正の対象とされている保有個人情報の取扱いは、実施機関が本件申出者からの開示請求、公開請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したこと、並びに市長が個人情報保護審議会に諮問したこと及びその旨を本件申出者に通知したことであると解されること、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求及び大阪市情報公開条例第5条の規定に基づく公開請求については、これらの条例上実施機関には請求者に対する応答義務があり、また、本件申出者からの不服申立てを受けて市長が大阪市個人情報保護審議会に対して行った諮問については、大阪市個人情報保護条例第43条の規定、また、本件申出者に対する通知は同第44条の規定に基づき、それぞれ適法に行われたものであり、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年1月27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市の公文書との整合性？） 尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
39	平成28年度諮問受理第48号	平成28年10月21日付け大市民啓第31号	平成26年3月24日	大市民第6164号「開」分 ＃6214号「開」分、6212号「開」（具体性欠如） ＃6218号「開」分（市民の声No. 1310-20048-001-01・1410-20018-001-01・1410-20019-001-01 尚、「不満」記載は欠く為、大総務第e－3号「公」相違	法的根拠「申出者の件」より、法的解釈は、是正理由上の「見解」有。〇〇弁護士は、〇〇「お詫び書」不知。消費者センター保有。又、啓発センターは、理由上表記全点保有（供覧済）	大福祉第3281号「開」、3284・3285号「不」非開示、大生支第470号「不」非開示、大市民第6110号「開」の〇〇弁護士相談記録票「京都市の件」偽証罪 社援第1151号「裁決書」（処分庁の主張認められず、却下取り消す）H22. 5. 27	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年1月22日付け大市民啓第193号	大市民第6164号「開」分 ＃6214号「開」分、6212号「開」（具体性欠如） ＃6218号「開」分（市民の声No. 1310-20048-001-01・1410-20018-001-01・1410-20019-001-01 尚、「不満」記載は欠く為、大総務第e－3号「公」相違	法的根拠「申出者の件」より、法的解釈は、是正理由上の「見解」有。〇〇弁護士は、〇〇「お詫び書」不知。消費者センター保有。又、啓発センターは、理由上表記全点保有（供覧済） 大福祉第3281号「開」、3284・3285号「不」非開示、大生支第470号「不」非開示、大市民第6110号「開」の〇〇弁護士相談記録票「京都市の件」偽証罪 社援第1151号「裁決書」（処分庁の主張認められず、却下取り消す）H22. 5. 27	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が行った保有個人情報の開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したこと、並びに実施機関が本件申出者からの市民の声に対して回答を行ったこと、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求は、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があり、また、本件申出者からの市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン及び広聴マニュアルに基づく市民の声申出は、同ガイドライン等上実施機関には市民の声の申出者に対する回答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を知ったこと及び実施機関が本件申出人に対して回答を行ったことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年1月27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市の公文書との整合性？） 尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
40	平成28年度諮問受理第49号	平成28年10月21日付け大市民啓第32号	平成26年5月7日	大市民第①6139号「〇〇弁護士記録票」、③6090号「不非開示」大市民第②6167号「〇〇弁護士回答書」、④6107号「理由説明書」 ①②③④の計4点申出る。（〇〇弁護士は、「通院無い発行する必要性」「相当の理由」要す見解）※無診療は、非該当者	職員まとめ（市民の声No. 1310-20048-001-01回答）の大市民第6121号を正当化している。「該当者扱い」は、1101-12417-001-01・1101-12452-001-01は、相違。	弁護士見解を「不明確」判断する大市民第6174号有り、6121号を6022号「諮」は、弁護士見解とした。	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年1月22日付け大市民啓第194号	大市民第①6139号「〇〇弁護士記録票」、③6090号「不非開示」大市民第②6167号「〇〇弁護士回答書」、④6107号「理由説明書」①②③④の計4点申出る。（〇〇弁護士は、「通院無い発行する必要性」「相当の理由」要す見解）※無診療は、非該当者	職員まとめ（市民の声No. 1310-20048-001-01回答）の大市民第6121号を正当化している。「該当者扱い」は、1101-12417-001-01・1101-12452-001-01は、相違。 弁護士見解を「不明確」判断する大市民第6174号有り、6121号を6022号「諮」は、弁護士見解とした。	是正の措置は講じない （理由） 本件申出において是正の対象とされている保有個人情報の取扱いは、実施機関が本件申出者からの開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したこと、並びに実施機関が大阪市個人情報保護審議会に実施機関理由説明書を提出したことであると解されること、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があり、また本件申出者からの不服申立てを受けて市長が大阪市個人情報保護審議会に諮問したことに伴い、同審議会に実施機関理由説明書を提出したことは、同条例第62条に基づき適法に行われたものであり、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年1月27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市の公文書との整合性？） 尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出 年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る 保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する 処理の内容	(こ) 再調査申出 年月日	(さ) 再調査の申出を する理由
41	平成28年度 諮問受理第50号	平成28年10月 21日付け大市 民啓第33号	平成26年 5月 23日	是正の申出に係る保有個人情報 を取り扱う事務の名称及び 内容その他保有個人情報の特 定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由	大阪市人権啓 発・相談セン ター	平成28年 1月 22日付け大市 民啓第195号	市民の声No. 1310-20048- 001-01 1410-20018-001-01 1410-20019-001-01 1410-20039-001-01 1410-20040-001-01 〇〇書面「指導」見解示すも の（「申請」欠如承知）	大市民第6167号「〇〇弁 護士回答書」（相談回答 以上は無い）「諮」 6101・6039・6165・6167・ 6215・6216・6217・6218・6222・ 6227・6108・6020・6021・6022・ 6023・6024・6025・6027・6053・ 6054・352・6086・6235・6236・ 6260・6261・6263・6265号 「件」、「厚生労働省告示第158 号」（H18、 3／29） 市民の声No. 1101-11702-001-01 （〇〇）「生活保護行政」権限無 い主張。大市民第6013号「謝 罪」、1101-20042-001-01（〇〇・ 〇〇）「謝罪」は、一部も全部も 無い主張。大市民啓第3 4号「不 非開示」件（〇〇弁護士 〇〇書 面 一致欠如）※6139号は6121号 不一致！	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の対象となる保有個人情報の取扱い、本件 申出者が行った市民の声の申出を受けて市長が回 答を行ったことであると解されるところ、本件申 出者からの市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン 及び広聴マニュアルに基づく市民の声の申出につ いては、同ガイドライン等上実施機関には市民の 声の申出者に対する回答義務があることから、実 施機関が本件申出人に対して回答を行ったこと は、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条ま での規定のいずれにも違反しておらず、是正の必 要性が認められないため。	平成28年 1月 27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号 証及び答弁書から第2回主張書面より第16回 主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市 の公文書との整合性？） 尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相 関関係の立証要す同事案示す。
42	平成28年度 諮問受理第51号	平成28年10月 21日付け大市 民啓第34号	平成26年 7月 3日	大市民啓第2号「開」件（H 26、 4／7）大市民第32号 （H26、 4／11） 〃第8号（H26、 4／11）大 市民啓第33号（H26、 6／ 18） 〃第9号（H26、 4／11） 〃第10号（H26、 4／11）	添付する15点資料 法律第123号 大市民第6139・6167号 「〇〇弁護士」判断。 ※「個人情報分からず説 明有。	〇〇書面（6121号）の 「個人情報」具体性欠 如。 「神経症」過去診を他法 活用する法令根拠要す。 大市民第6014号「不非公 開」件（答申第332号 「件」）	大阪市人権啓 発・相談セン ター	平成28年 1月 22日付け大市 民啓第196号	大市民啓第2号「開」件（H 26、 4／7）大市民第32号 （H26、 4／11）大市民啓第 8号（H26、 4／11）大市 民啓第33号（H26、 6／18）大 市民啓第9号（H26、 4／ 11）大市民啓第10号（H26、 4／11）	添付する15点資料 大市民第 6139・6167号 法律第123号 「〇〇弁護士」判 断。 ※「個人情報分からず説明有。 〇〇書面（6121号）の「個人情 報」具体性欠如。 「神経症」過去診を他法活用する 法令根拠要す。大市民第6014号 「不非公開」件（答申第332号 「件」）	是正の措置は講じない （理由） 是正の対象となる保有個人情報の取扱い、本件 申出者が行った保有個人情報の開示請求、保有個 人情報の利用停止請求並びに保有個人情報の訂正 請求を受けて実施機関である市長が応答内容を決定 したこと、またその旨を本件申出者に通知したこ とであると解されるところ、本件申出者からの大 阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づ く開示請求、同第28条第1項の規定に基づく訂正 請求及び同第36条第1項の規定に基づく利用停止 請求については、同条例上実施機関には請求者に対 する応答義務があることから、実施機関である市長 が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその 内容を知したことは、同条例第6条から第14条ま での規定のいずれにも違反しておらず、是正の 必要性が認められないため。	平成28年 1月 27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号 証及び答弁書から第2回主張書面より第16回 主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市 の公文書との整合性？）尚、大市民第934・ 1053・1054号事案は、相関関係の立証要す同 事案示す。
43	平成28年度 諮問受理第52号	平成28年10月 21日付け大市 民啓第35号	平成26年 7月 14日	「開示請求却下決定通知書」 大市民啓第38号件 保護課回答「市民の声 No. 1001-11359-001-01、 1001-12322-001-01、1001- 12383-001-01」	これまでの「不非開示 （大市民第6121号請求開 係上欠如）」件の矛盾す る本件補正依頼主張は、 「不非開示」不当行為の 疑義示すものであり、福 祉局との不整合示す。	大福祉第899号「不非開 示」件不一致。 医師法第20条免責・免除 する地公法第32条「法令 遵守」規定上欠如示す。	大阪市人権啓 発・相談セン ター	平成28年 1月 22日付け大市 民啓第197号	「開示請求却下決定通知書」 大市民啓第38号件	これまでの「不非開示（大市民第 6121号請求関係上欠如）」件の矛 盾する本件補正依頼主張は、「不 非開示」不当行為の疑義示すも のであり、福祉局との不整合示す。 大福祉第899号「不非開示」件不 一致。 医師法第20条免責・免除する地公 法第32条「法令遵守」規定上欠如 示す。	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の対象となる保有個人情報の取扱い、本件 申出者が行った保有個人情報の開示請求を受けて 実施機関である市長が応答内容を決定したこと、 またその旨を本件申出者に通知したことであると 解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情 報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求 については、これらの条例上実施機関には請求者 に対する応答義務があることから、実施機関であ る市長が応答内容を決定し請求者である本件申出 者にその内容を通知したことは、同条例第6条から 第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、 是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月 27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号 証及び答弁書から第2回主張書面より第16回 主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市 の公文書との整合性？）尚、大市民第934・ 1053・1054号事案は、相関関係の立証要す同 事案示す。
44	平成28年度 諮問受理第53号	平成28年10月 21日付け大市 民啓第36号	平成26年 7月 14日	大市民第6121号「〇〇主張」 （〇〇の認識） ※但し、「認識」根拠不明の 不明確。（下記件示す） 大市民第6119号・6074・ 6109・6110・6128・6129・ 6140・8・6029・94・6130・ 6138・6139・6151・6161・ 6167・6168・6126・6267号不 非開示件、大市民啓第3・ 4・15・26・27号不非開示件	生活保護法第50条は、同法 第4条の関係性欠く 為、不明確な〇〇主張す る認識元「個人の偏見」 である。又、私は「自立 支援医療」不要な申請欠 如。	従来から、大健こ 「件」・大健福大福祉 「件」・大生保生「件」 共有化の為、「整合性」 一致欠如は、〇〇・〇〇 ・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・ 〇〇・〇〇・〇〇職員ら 熟知。	大阪市人権啓 発・相談セン ター	平成28年 1月 22日付け大市 民啓第198号	大市民第6121号「〇〇主張」 （〇〇の認識） ※但し、「認識」根拠不明の 不明確。（下記件示す） 大市民第6119号・6074・ 6109・6110・6128・6129・ 6140・8・6029・94・6130・ 6138・6139・6151・6161・ 6167・6168・6126・6267号不 非開示件、大市民啓第3・ 4・15・26・27号不非開示件	生活保護法第50条は、同法第4条 の関係性欠く為、不明確な〇〇主 張する認識元「個人の偏見」であ る。又、私は「自立支援医療」不 要な申請欠如。 従来から、大健こ「件」・大健福 大福祉「件」・大生保生「件」共 有化の為、「整合性」一致欠如 は、〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇 〇・〇〇・〇〇・〇〇職員ら熟 知。	是正の措置は講じない。 （理由） 本件申出において是正の対象とされて いる保有個人情報の取扱いは、市長 が本件申出者からの開示請求、保有 個人情報の利用停止請求に対する応 答内容及びに保有個人情報の取扱 は是正申出に対する補正依頼を決定 したこと、並びに決定した内容を本 件申出者に通知したことから、本件 申出者からの大阪市個人情報保護条 例第17条第1項の規定に基づく開 示請求、同条例第36条の規定に基 づく保有個人情報の利用停止請求 は、同条例上実施機関には請求者 に対する応答義務があることや、同 条例第46条第1項の規定に基づく 保有個人情報の取扱は是正申出につ いても実施機関の応答義務がある ところ、同条例第18条第3項を準 用し補正依頼を行うべきであるこ とから、実施機関である市長が応 答内容を決定し、その決定のため 必要な補正依頼を行い、また請求 者である本件申出者にその内容を 通知したことは、同条例第6条から 第14条までの規定のいずれにも違 反しておらず、是正の必要性が認 められないため。	平成28年 1月 27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号 証及び答弁書から第2回主張書面より第16回 主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市 の公文書との整合性？）尚、大市民第934・ 1053・1054号事案は、相関関係の立証要す同 事案示す。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
45	平成28年度 諮問受理第54号	平成28年10月 21日付け大市民啓第37号	平成26年 7月 31日	市民の声No.1410-20051-001-01 (H26. 7 / 4) ☆大市民第6121号「〇〇書面」は、地公法争う性質。(〇〇意見を私の情報とするのは、違法行為) 公務員は、分限義務違反した行為違法、「道義的責任」負う。(地公法第29条)	地法公務員法第32条「法令遵守」、憲法第99条「当然」道理上、そう・なる(する)べきである。「法理」法律上論理「当然の法理」は、法律上論証する事。※弁護士法第1条「個別の法令や通知に準拠したものではなく、当然の法理」主張は、詭弁。又、社援発第0330001号1-4(2)③アを引用している大市民第6121号「〇〇書面」である。I-4(3)「同意書」規定有。		大阪市人権啓発・相談センター	平成28年 1月 22日付け大市民啓第199号	市民の声 No.1410-20051-001-01 (H26. 7 / 4) ☆大市民第6121号「〇〇書面」は、地公法争う性質。(〇〇意見を私の情報とするのは、違法行為) 公務員は、分限義務違反した行為違法、「道義的責任」負う。(地公法第29条)	地法公務員法第32条「法令遵守」、憲法第99条「当然」道理上、そう・なる(する)べきである。「法理」法律上論理「当然の法理」は、法律上論証する事。※弁護士法第1条「個別の法令や通知に準拠したものではなく、当然の法理」主張は、詭弁。又、社援発第0330001号1-4(2)③を引用している大市民第6121号「〇〇書面」である。I-4(3)「同意書」規定有。	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が行った市民の声の申出を受けて市長が回答を行ったことであると解されるところ、本件申出者からの市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン及び広聴マニュアルに基づく市民の声の申出については、同ガイドライン等上実施機関には市民の声の申出者に対する回答義務があることから、実施機関が本件申出人に対して回答を行ったことは、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月 27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。(市の公文書との整合性?) 尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
46	平成28年度 諮問受理第55号	平成28年10月 21日付け大市民啓第38号	平成26年 7月 31日	大市民啓第49号「開示請求却下決定通知書」(H26. 7 / 22) 〃50号「〃」(H26. 7 / 22) 〃51号「〃」(H26. 7 / 22) ※〇〇弁護士と〇〇職員の一致欠如「件」多々有	大阪府所属運用マニュアル「I C D-10」(2006-H18〜)こ健第1366-3号(H26. 7 / 22)「不非公開」(I C D-10は、「神経症(抑うつ状態)」欠如)件	弁護士は、「I C D-10」以外の見解不可能。又、精神科嘱託医師見解「大生支第470号(非該当者「申出者」)」件争えず。 ※「レセプト」見解	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年 1月 22日付け大市民啓第200号	大市民啓第49号「開示請求却下決定通知書」(H26. 7 / 22) 〃50号「〃」(H26. 7 / 22) 〃51号「〃」(H26. 7 / 22) ※〇〇弁護士と〇〇職員の一致欠如「件」多々有	大阪府所属運用マニュアル「I C D-10」(2006-H18〜)こ健第1366-3号(H26. 7 / 22)「不非公開」(I C D-10は、「神経症(抑うつ状態)」欠如)件 弁護士は、「I C D-10」以外の見解不可能。又、精神科嘱託医師見解「大生支第470号(非該当者「申出者」)」件争えず。 ※「レセプト」見解	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が実施機関である市長に対して行った開示請求について、市長が本件申出者からの開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したと解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通じたことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月 27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。(市の公文書との整合性?) 尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
47	平成28年度 諮問受理第56号	平成28年10月 21日付け大市民啓第39号	平成26年 8月 7日	大市民啓第54号「開」件 ※「社発第727号」第2・第7の提示有。大生支第470号「不非開示」も。	相談時点、大福祉第3281号「市民の声6点(回答)」・「社援第3239号」公件・社援第2768号「不非公開(受付番号第1254・1255号)」件・社援第2983号「不非公開」件・1533号「不非公開」件等々提示数点有。	弁護士法第1条、「ケース記録票(H20. 4 / 1)」提示。又、提示している「I C D-10」大阪府所属運用マニュアル→大健こ第258・580号「不非公開」(神経症欠如)件、こ健第1366-3号「不非公開」件	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年 1月 22日付け大市民啓第201号	大市民啓第54号「開」件 ※「社発第727号」第2・第7の提示有。大生支第470号「不非開示」も。	相談時点、大福祉第3281号「市民の声6点(回答)」・「社援第3239号」公件・社援第2768号「不非公開(受付番号第1254・1255号)」件・社援第2983号「不非公開」件・1533号「不非公開」件等々提示数点有。 弁護士法第1条、「ケース記録票(H20. 4 / 1)」提示。又、提示している「I C D-10」大阪府所属運用マニュアル→大健こ第258・580号「不非公開」(神経症欠如)件、こ健第1366-3号「不非公開」件	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が実施機関である市長に対して行った開示請求について、市長が本件申出者からの開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したと解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通じたことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月 27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。(市の公文書との整合性?) 尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
48	平成28年度 諮問受理第57号	平成28年10月 21日付け大市民啓第40号	平成26年 8月 29日	大市民啓第49号「開却」件(特定できず) 50号「〃」件(〃) 51号「〃」件(〃) ※8号・9号・10号「却」件(要件満たさず・特定できず)	大生保生第16号「不非開示(大市民第6121号「件」合致欠如)」件からも、市民の声No.1410-20051-001-01(〇〇)H26. 7 / 24付は、市民局の「認識」分ならず、「I C D-10」逸脱でもある。	弁護士・職員法令遵守義務有、145号「不」非公開(神経症規定欠如類・3ヶ月以上未診可規定欠如)	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年 1月 22日付け大市民啓第202号	大市民啓第49号「開却」件(特定できず) 50号「〃」件(〃) 51号「〃」件(〃) ※8号9号10号「却」件(要件満たさず・特定できず)	大生保生第16号「不非開示(大市民第6121号「件」合致欠如)」件からも、市民の声No.1410-20051-001-01(〇〇)H26. 7 / 24付は、市民局の「認識」分ならず、「I C D-10」逸脱でもある。 弁護士 職員 法令遵守義務有、大健こ第258・580・145号「不」非公開(神経症規定欠如類・3ヶ月以上未診可規定欠如)	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が実施機関である市長に対して行った開示請求、訂正請求及び利用停止請求について、市長が本件申出者からの開示請求、訂正請求及び利用停止請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したと解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求、同条例第28条第1項の規定に基づく訂正請求及び同条例第36条第1項に基づく利用停止請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通じたことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月 27日	平成27年第〇号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。(市の公文書との整合性?) 尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
49	平成28年度 諮問受理第58号	平成28年10月 21日付け大市民啓第41号	平成26年10月 23日	大市民第6104号「開却」（特定出来ず）件（H25. 7／30） 大市民啓第71・72・73・74・75号「開却」（特定出来ず）件（H25. 8／19・8／25） 大市民第6121・6122号「公却」（特定出来ず）件（H25. 9／11・H26. 4／11） 大市民啓第60・61・70号「公却」（特定出来ず）件（H26. 8／11・8／19） ※大情審答申第272号尊重欠き、調査資料全点の因果欠く。	「補正依頼する保有個人情報欠如」の不非開示件「大市民第6090・6119・6128・6129・6140・8・6029・94・6130・6138・6139・6161・6168・6216・6217号」「大市民啓第3・4・5・15・26・27・28号」合計26件 ※答申第332号「大市民第6014・6127号「不」件処分有。	地公法第33条「職権濫用」（刑法第193条）行為続行中は、大生支第470号「不非開示」件（H22. 2／17）法律第144号4条判断する法律第123号解釈した見解の私の「レセプト」非該当者公式決定（行政処分）	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年1月 22日付け大市民啓第203号	大市民第6104号「開却」（特定出来ず）件（H25、7／30） 大市民啓第71・72・73・74・75号「開却」（特定出来ず）件（H25、8／19・8／25） 大市民第6121・6122号「公却」（特定出来ず）件（H25、9／11・H26、4／11） 大市民啓第60・61・70号「公却」（特定出来ず）件（H26、8／11・8／19） ※大情審答申第272号尊重欠き、調査資料全点の因果欠く。	「補正依頼する保有個人情報欠如」の不非開示件「大市民第6090・6119・6074・6109・6110・6128・6129・6140・8・6029・94・6130・6138・6139・6161・6168・6216・6217号」「大市民啓第3・4・5・15・26・27・28号」合計26件 ※答申第332号「大市民第6014・6127号「不」件処分有。 地公法第33条「職権濫用」（刑法第193条）行為続行中は、大生支第470号「不非開示」件（H22、2／17）法律第144号4条判断する法律第123号解釈した見解の私の「レセプト」非該当者公式決定（行政処分）	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が実施機関である市長に対して行った開示請求及び公開請求について、市長が本件申出者からの開示請求及び公開請求に対する応答内容を決したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したことでであると解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求及び大阪市情報公開条例第5条の規定に基づく公開請求については、これらの条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通知したことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年1月 27日	平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市の公文書との整合性？）尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
50	平成28年度 諮問受理第59号	平成28年10月 21日付け大市民啓第42号	平成26年12月 22日	大市民啓第184号「利用停止不承認通知書」大市民啓第75・105・125・126・127・128・167・189・190・191・192・193号「開示却下（特定不可）」件、大市民啓第119・120・121・129・130・156・157・158・159・160・161・163・164・165・166・185・186・187・188号「公開却下（特定不可）」件	障害者自立支援法違反。医師法違反。生活保護法違反。個人情報保護法違反。地法公務員法違反。弁護士法違反。民法違反。	私は、自立支援医療の取り扱い欠く。（通院欠く） 個人の尊厳欠く。人格権侵害。プライバシー侵害。職員基本条例、職員倫理規定 等々	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年1月 22日付け大市民啓第204号	大市民啓第184号「利用停止不承認通知書」大市民啓第75・105・125・126・127・128・167・189・190・191・192・193号「開示却下（特定不可）」件、大市民啓第119・120・121・129・130・156・157・158・159・160・161・163・164・165・166・185・186・187・188号「公開却下（特定不可）」件	障害者自立支援法違反。医師法違反。生活保護法違反。個人情報保護法違反。地法公務員法違反。弁護士法違反。民法違反。 私は、自立支援医療の取り扱い欠く。（通院欠く） 個人の尊厳欠く。人格権侵害。プライバシー侵害。職員基本条例、職員倫理規定 等々	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、市長が本件申出者からの保有個人情報の利用停止請求、開示請求及び公開請求に対する応答内容を決したこと、並びに決定した内容を本件申出者に通知したことでであると解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第36条の規定に基づく利用停止請求、同条例第17条第1項の規定に基づく開示請求及び大阪市情報公開条例第5条に規定に基づく公開請求については、これらの条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通知したことは、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年1月 27日	平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市の公文書との整合性？）尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
51	平成28年度 諮問受理第60号	平成28年10月 21日付け大市民啓第43号	平成27年5月 1日	大市民第6121号「○○」件 条例第13条の欠いた作成。	大生生第568号実施機関理由説明書（大個審第57号） 大生保生第539号実施機関理由説明書（答申第316号） 「ケース記録票」平成20年4月1日※部分、乙第30・106号証。	大個審答申第72号は、「事実示すもの」と有るが、「ケース記録票」平成20年4月1日の※部分は、明確な事実から、職員が不知有り得ずの「ICD-10」乙第7・34・36・13・15号証答申類（272・294・332・345・381号、等）	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年1月 22日付け大市民啓第205号	大市民第6121号「○○」件 条例第13条の欠いた作成。	大生生第568号実施機関理由説明書（大個審第57号） 大生保生第539号実施機関理由説明書（答申第316号） 「ケース記録票」平成20年4月1日※部分、乙第30・106号証。 大個審答申第72号は、「事実示すもの」と有るが、「ケース記録票」平成20年4月1日の※部分は、明確な事実から、職員が不知有り得ずの「ICD-10」乙第7・34・36・13・15号証答申類（272 294・332 345・381号、等）	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が実施機関である市長に対して行った開示請求について、市長が本件申出者からの開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したことでであると解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通知したことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年1月 27日	平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市の公文書との整合性？）尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
52	平成28年度 諮問受理第61号	平成28年10月 21日付け大市民啓第44号	平成27年7月 17日	大市民第6121号「○○職員まとめる回答」事案	疎明資料（P、907）： 大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版第2章－第9－2他法により医療の給付を受けている被保護者の病状等の確認について	疎明資料とより、他法受診中の事実欠く私の場合。	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年1月 22日付け大市民啓第206号	大市民第6121号「○○職員まとめる回答」事案	大阪市生活保護の基礎知識平成21年度版 疎明資料（P、907）：第2章－第9－2他法により医療の給付を受けている被保護者の病状等の確認について 疎明資料とより、他法受診中の事実欠く私の場合。	是正の措置は講じない。 （理由） 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が実施機関である市長に対して行った開示請求について、市長が本件申出者からの開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通知したことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年1月 27日	平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市の公文書との整合性？）尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する処理の内容	(こ) 再調査申出年月日	(さ) 再調査の申出をする理由
				是正の申出に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
53	平成28年度諮問受理第62号	平成28年10月21日付け大市民啓第45号	平成27年 7月29日	大市民啓第6号「開示」件(H27. 4／13)、8号(H27. 4／13)、9号11号(H27. 4／27)面談13回を200回偽証、15号(H27. 5／15)面談メモ1点の追記1件、人事担当資料の補記(5)部分、19号(H27. 5／28)、26号(H27. 6／5)27号(H27. 6／5)(修正メモ欠く、面談メモ欠く、電話メモである)	面談強要等仮処分命令申立事件：平成27年第○号の債務者の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書、第1回主張書面から第16回主張書面。疎明資料(P. 907)	公文書管理条例違反、甲第21号証：○○「陳述書」、甲第22号証：○○「陳述書」の実証欠く偽証示すもの。 ※答申資料の的確な主張全く欠いている。	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年 1月22日付け大市民啓第207号	大市民啓第6号「開示」件(H27. 4／13)、8号(H27. 4／13)、9号11号(H27. 4／27)面談13回を200回偽証、15号(H27. 5／15)面談メモ1点の追記1件、人事担当資料の補記(5)部分、19号(H27. 5／28)、26号(H27. 6／5)27号(H27. 6／5)(修正メモ欠く、面談メモ欠く、電話メモである)	面談強要等仮処分命令申立事件：平成27年第○号の債務者の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書、第1回主張書面から第16回主張書面。疎明資料(P. 907) 公文書管理条例違反、甲第21号証：○○「陳述書」、甲第22号証：○○「陳述書」の実証欠く偽証示すもの。 ※答申資料の的確な主張全く欠いている。	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱い、本件申出者が実施機関である市長に対して行った開示請求について、市長が本件申出者からの開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したことであると解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通じたことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月27日	平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。(市の公文書との整合性?)尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
54	平成28年度諮問受理第63号	平成28年10月21日付け大市民啓第46号	平成27年 7月29日	大市民啓第30号「開示」(H27. 6／5) ※平成22年 9月22日までの分欠いている開示分。 請求は、※の期日：大市民第6001号延長決定の請求日!	開示したのは、大市民第6001号(H22. 10／6)以降の期日分であり、延長理由該当欠くもの。 又、延長する大量保有欠く。実際は不存在示すものである。疎明資料とすり。(P. 907の第2章―第9―2第272号の別表の2。)	大市民第6001号→大市民第6013号の開示至るもの。 大市民第6013号の補記(5)：大市民第256号、6092号 ※大個審答申第56号	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年 1月22日付け大市民啓第208号	大市民啓第30号「開示」(H27. 6／5) ※平成22年 9月22日までの分欠いている開示分。 請求は、※の期日：大市民第6001号延長決定の請求日!	開示したのは、大市民第6001号(H22. 10／6)以降の期日分であり、延長理由該当欠くもの。 又、延長する大量保有欠く。実際は不存在示すものである。疎明資料とすり。(P. 907の第2章―第9―2第272号の別表の2。) 大市民第6001号→大市民第6013号の開示至るもの。 大市民第6013号の補記(5)：大市民第256号、6092号 ※大個審答申第56号	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱い、本件申出者が実施機関である市長に対して行った開示請求について、市長が本件申出者からの開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したことであると解されるところ、本件申出者からの大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通じたことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月27日	平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。(市の公文書との整合性?)尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
55	平成28年度諮問受理第64号	平成28年10月21日付け大市民啓第47号	平成27年 7月29日	面談強要等禁止仮処分命令申立事件：平成27年第○号の甲第22号証：○○「陳述書」	事実関係欠く、又、証拠物件欠く。疎明資料：第2章―第9―2(P. 907※答申第272号の別表の2(不存在実施等)※大市民第6001号延長決定する大市民第6013号、等。	債務者の乙第1号証から乙第201号証及び、答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面。	大阪市人権啓発・相談センター	平成28年 1月22日付け大市民啓第209号	面談強要等禁止仮処分命令申立事件：平成27年第○号の甲第22号証：○○「陳述書」	事実関係欠く、又、証拠物件欠く。疎明資料：第2章―第9―2(P. 907※答申第272号の別表の2(不存在実施等)※大市民第6001号延長決定する大市民第6013号、等。 債務者の乙第1号証から乙第201号証及び、第2回主張書面から第16回主張書面。	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱い、実施機関である市長が本件申出者を被告として提起した面談強要等禁止仮処分申立事件に関し、実施機関の担当者が申出者との関係を記載した陳述書を証拠として裁判所に提出したことであると解されるが、当該行為は、民事裁判において裁判所の公正な判断に資するよう本市が十分な主張立証を尽くすための行為であり民事訴訟法に基づく訴訟行為であることから大阪市個人情報保護条例第10条第1項第1号に該当するものであり、また、その他同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月27日	平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。(市の公文書との整合性?)尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。
56	平成28年度諮問受理第66号	平成28年10月31日付け大市民啓第847号	平成26年 3月24日	大市民第1640号	保有する関係文書「大市民第6176号(一覧表)」	作成する「具体性」欠如する為、「具体性」明白な条例とすり、改善せよ。	市民局総務部総務課(総務グループ)	平成27年12月10日付け大市民第934号	大市民第1640号	保有する関係文書「大市民第6176号(一覧表)」 作成する「具体性」欠如する為、「具体性」明白な条例とすり、改善せよ。	是正の措置は講じない (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が行った平成25年 8月 9日及び同年10月21日付けの保有個人情報の取扱いの再調査の申出を受けて実施機関である市長が大阪市個人情報保護審議会に諮問したこと及びその旨を本件申出者に通知したことであると解されるところ、当該諮問は大阪市個人情報保護条例第47条第3項の規定、また、諮問をした旨の通知は同条第4項の規定に基づき、それぞれ適法に行われたものであり、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成27年12月28日	平成27年第○号：甲号証争う乙号証。 医師法第20条免除する本市条例類皆無より、乙第1号証から、乙第201号証及び答弁書、第2回主張書面から、第16回主張書面全部。 「弁護士」の役割は、健全な市民サービスの有・無の検証であり、職員擁護、又は、職員援護では無い。「認識」「見解」「評価」の法的根拠の皆無な実施機関各々事案は、悪質のものだ。
57	平成28年度諮問受理第67号	平成28年10月31日付け大市民第849号	平成26年 7月 3日	大市民第32号(H26. 4／11)	添付する15点資料 法律第123号 大市民第6139・6167号「○○弁護士」判断。 ※「個人情報分からず説明有。	○○書面(6121号)の「個人情報」具体性欠如。 「神経症」過去診を他法活用する法令根拠要す。 大市民第6014号「不非公開」件(答申第332号「件」)	市民局総務部総務課(総務グループ)	平成28年 1月20日付け大市民第1053号	大市民第32号(H26. 4／11)	添付する15点資料 法律第123号 大市民第6139・6167号「○○弁護士」判断。 ※「個人情報分からず説明有。 ○○書面(6121号)の「個人情報」具体性欠如。 「神経症」過去診を他法活用する法令根拠要す。 大市民第6014号「不非公開」件(答申第332号「件」)	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱い、本件申出者が実施機関である市長に対して行った公開請求について、市長が本件申出者からの公開請求に対する応答内容を決定したこととであると解されるところ、本件申出者からの大阪市情報公開条例第5条の規定に基づく公開請求については、同条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通じたことは、大阪市個人情報保護条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1月26日	※大市民934号「是正」を講じない(略)件同事案関係。 疎明資料：平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部。 弁護士・学者の医師資格欠く無資格者の非論理は、寛容出来ず。又、「識者」の明文上での、医療事案は、「医学」の文献等要す、或いは、合法性。

項 番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 是正申出 年月日	(え)			(お) 担当	(か) 通知	(き) 是正の申出に係る 保有個人情報	(く) 是正の申出の内容	(け) 是正の申出に対する 処理の内容	(こ) 再調査申出 年月日	(さ) 再調査の申出を する理由
				是正の申出に係る保有個人情報 を取り扱う事務の名称及び 内容その他保有個人情報を特 定するに足りる事項	是正の申出の趣旨	是正の申出の理由							
58	平成28年度 諮問受理第68 号	平成28年10月 31日付け大市 民第851号	平成26年12月 22日	大市民第490・594・595・ 596・702・703号「公開却下 (特定不可)」件 大市民第502号「開示却下 (特定不可)」件、大市民第 697・698号「公開却下（権利 の濫用）」件	障害者自立支援法違反。医師法違反。生活保護法違反。個人情報保護法違反。地法公務員法違反。弁護士法違反。民法違反。	私は、自立支援医療の取り扱い欠く。（通院欠く） 個人の尊厳欠く。人格権侵害。プライバシー侵害。職員基本条例、職員倫理規定 等々	市民局総務部 総務課（総務 グループ）	平成28年 1 月 20日付け大市 民第1054号	大市民第490・594・595・ 596・702・703号「公開却下 (特定不可)」件 大市民第502号「開示却下 (特定不可)」件、大市民第 697・698号「公開却下（権利 の濫用）」件	障害者自立支援法違反。医師法違反。生活保護法違反。個人情報保護法違反。地法公務員法違反。弁護士法違反。民法違反。 私は、自立支援医療の取り扱い欠く。（通院欠く） 個人の尊厳欠く。人格権侵害。プライバシー侵害。職員基本条例、職員倫理規定 等々	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、本件申出者が実施機関である市長に対して行った公開請求及び開示請求について、市長が本件申出者からの公開請求及び開示請求に対する応答内容を決定したこと及び決定した応答内容を本件申出者に通知したことでであると解されるところ、本件申出者からの大阪市情報公開条例第5条の規定に基づく公開請求及び大阪市個人情報保護条例第17条第1項の規定に基づく開示請求については、これらの条例上実施機関には請求者に対する応答義務があることから、実施機関である市長が応答内容を決定し請求者である本件申出者にその内容を通知したことは、同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1 月 26日	※大市民934号「是正」を講じない（略）件 同事案関係。 疎明資料：平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部。 弁護士・学者の医師資格欠く無資格者の非論理は、寛容出来ず。又、「識者」の明文上での、医療事案は、「医学」の文献等要す、或いは、合法性。
59	平成28年度 諮問受理第69 号	平成28年10月 31日付け大市 民消費第160号	平成27年 7 月 29日	面談強要等禁止仮処分命令申 立事件：平成27年第○号 の甲第21号証：○○「陳述 書」	事実関係等は、関市長当時の答申（審査会）が、一部示されている。公益通報の通報についての連絡。	債務者の乙第1号証から乙第201号証及び、答弁書、第2回主張書面から第16回主張書面	大阪市消費者 センター	平成28年 1 月 22日付け大市 民消費第123号	面談強要等禁止仮処分命令申 立事件：平成27年第○号 の甲第21号証：○○「陳述 書」	事実関係等は、関市長当時の答申（審査会）が、一部示されているが、当該行為は、民事裁判において裁判所の公正な判断に資するよう本市が十分な主張立証を尽くすための行為であり民事訴訟法に基づく訴訟行為であることから大阪市個人情報保護条例第10条第1項第1号に該当するものであり、また、その他同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	是正の措置は講じない。 (理由) 是正の対象となる保有個人情報の取扱いは、実施機関である市長が本件申出者を被告として提起した面談強要等禁止仮処分申立事件に関し、実施機関の担当者が申出者との関係を記載した陳述書を証拠として裁判所に提出したことでであると解されるが、当該行為は、民事裁判において裁判所の公正な判断に資するよう本市が十分な主張立証を尽くすための行為であり民事訴訟法に基づく訴訟行為であることから大阪市個人情報保護条例第10条第1項第1号に該当するものであり、また、その他同条例第6条から第14条までの規定のいずれにも違反しておらず、是正の必要性が認められないため。	平成28年 1 月 27日	平成27年第○号の乙第1号証から乙第201号証及び答弁書から第2回主張書面より第16回主張書面の全点全部を疎明資料とする。（市の公文書との整合性？）尚、大市民第934・1053・1054号事案は、相關関係の立証要す同事案示す。

(注) 1 (え) 欄及び(さ) 欄については、原則として申出者の記載のとおりとしている。
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の処理時点における担当名としている。